

第 6396 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 3月 11日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 医療費控除の適用を受ける場合

**Q**：医療費控除の適用を受ける場合、どのような書類が必要ですか？

**A**：次の書類が必要です。

### 【解説】

医療費控除の適用を受ける場合の必要書類は、平成29年の税制改正で簡素化が図られ、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出すればよいこととなっています。

ただし、医療費の領収書は確定申告期限等から5年間保存しなければなりませんので注意してください。

また、医療保険者が発行するもので次の①から⑥までの項目の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。

- ① 被保険者等の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤ 被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者等の名称

なお、自由診療や薬局で購入した医薬品など「医療費通知」に記載のない医療費については、これらの医療費の領収書の金額を「医療費控除の明細書」へ記載し、「医療費通知」と併せて確定申告書に添付して提出することとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】